

# **国家戦略特別区域提案**

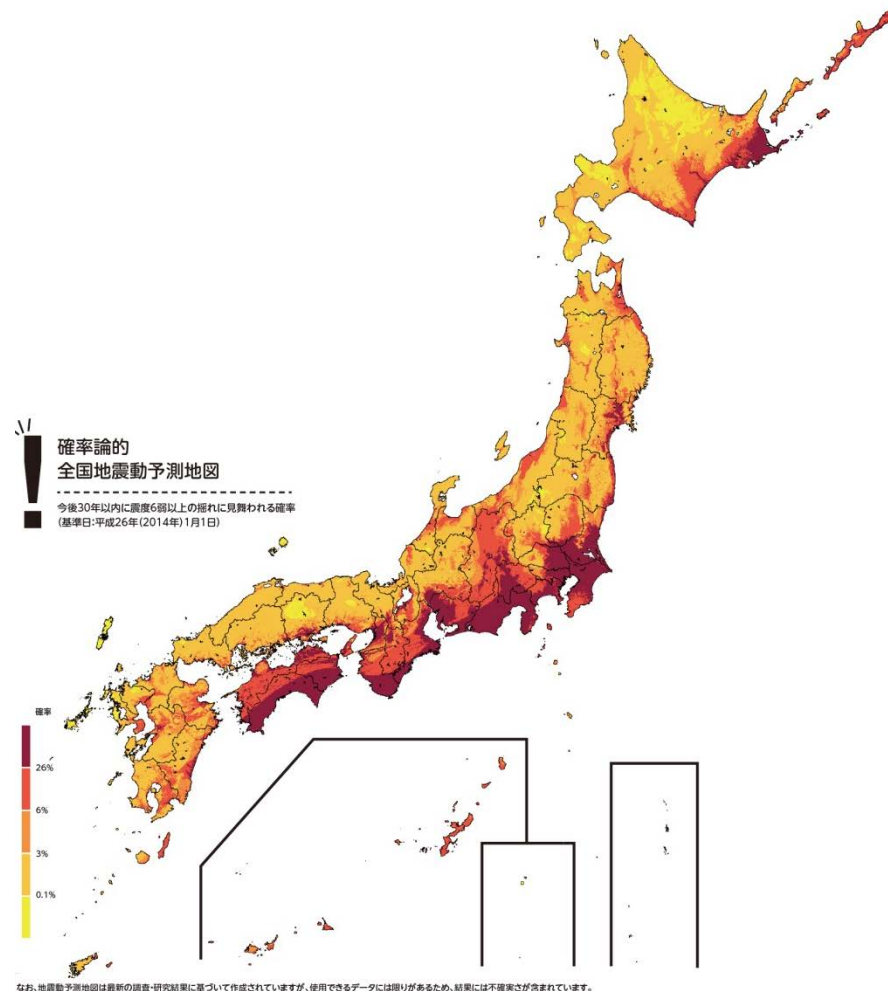
## **南海トラフ地震に備える産業拠点形成**

平成27年11月16日  
福井市

# 提案の骨子

- 我が国に甚大な被害をもたらす南海トラフ地震への対策が必要。
- 震災のときに企業が事業を継続するためには、事業所の分散立地が有効。
- 福井市は、地震発生確率が低く、南海トラフ地震の被災予想地域から外れている。
- 福井市に、事業所の分散立地を進め、南海トラフ地震の被害を軽減し、我が国産業の強靱化に寄与する。

## 地震動予測地図



出典: 文部科学省地震調査研究推進本部ホームページ

# 南海トラフ地震

- 最大でマグニチュード9クラスの巨大地震
- 30年以内に70%程度の発生確率
- 震度7の強い揺れと最大34メートルの巨大な津波が発生
- 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- 被害は広域かつ甚大

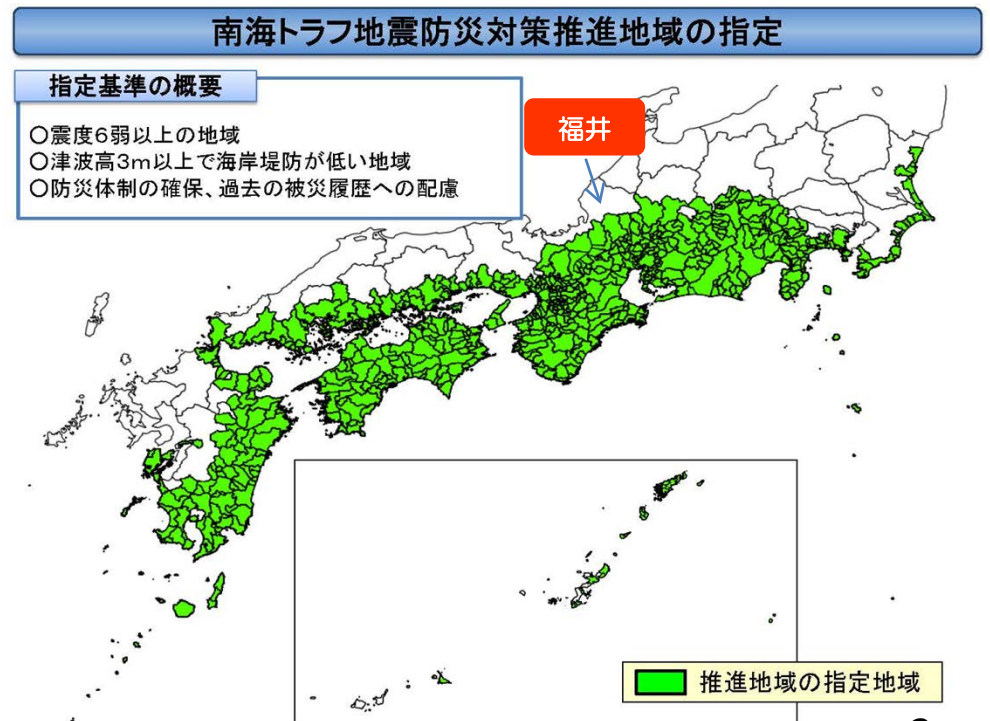
死者: 32万3, 000人

電力: 西日本全体の供給能力が  
需要の5割程度まで低下

道路: 東名・新東名高速道路が不通

港湾: 最大5, 000箇所が利用不可

経済: 220兆円の損失



# 経済への影響

- 企業が集積しており、多くの企業が被災  
事業所数、製造品出荷額ともに、関西・中京で日本の約3割を占める  
事業所数: 57,000箇所 製造品出荷額: 101兆円 (出典: H26工業統計調査)  
(愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)
- サプライチェーンの寸断
- 経済中枢機能低下  
⇒被災地域のみならず日本全体に様々な影響
- 我が国産業の国際競争力の低下  
⇒国家的課題として対策が必要

## ルネサスショック

### ルネサスエレクトロニクス那珂工場

- ・自動車に搭載するマイコンを供給
- ・東日本大震災により被災し、部品供給が停滞

⇒国内の自動車組立工場の操業停止

# 被害を軽減する対策

- 事業継続計画の策定
- サプライチェーンの複線化
- 経済中枢機能のバックアップ強化
- 重要なデータやシステムの分散管理

⇒抜本的対策は、生産・物流などの拠点の分散立地

# 福井市は分散立地の好適地①

～南海トラフ地震に強い各種インフラを備える～

①福井市から日本全国にアクセス可能な高規格幹線道路網

②日本海側拠点港である敦賀港を利用可能

③北陸電力管内であることによるリスク分散

福井市を中心とした高規格幹線道路網



出典:国土交通省ホームページ

# 福井市は分散立地の好適地②

～平常時にも良好な立地環境～

## ④ 関西・中京圏から良好なアクセス

大阪ー福井 230km 2時間40分

名古屋ー福井 170km 2時間

## ⑤ 充実した交通ネットワーク

舞鶴若狭自動車道・中部縦貫自動車道により関西・中京圏への複数経路確立

## ⑥ 北陸新幹線

平成34年度の敦賀開業(予定)

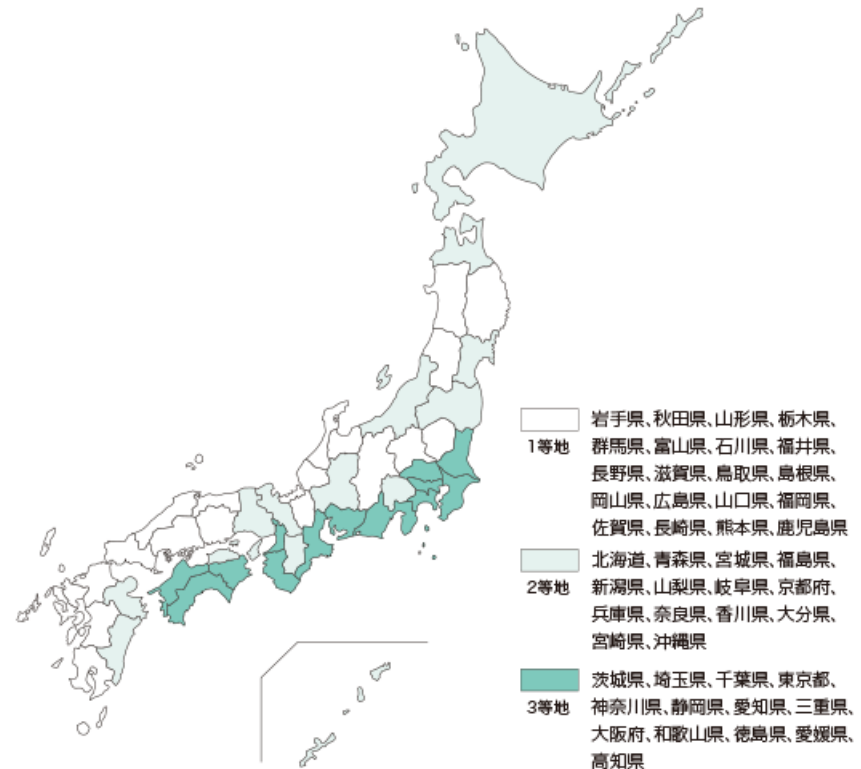
により、鉄道によるアクセスも向上



# 地震発生リスクの低い福井市

- 地震発生リスクが低く、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていない。
- 地震保険料の当地区分は、最もリスクの低い1等地

地震保険料率等区分



出典：損害保険料算出機構ホームページ



# 事業の概要

交通利便性が高く、顧客対応、  
既存施設との連携の面から  
企業立地の好適地

福井北インターチェンジ  
福井インターチェンジ  
周辺地域  
50ha

市街化調整区域であり、  
農振農用地であるため、  
土地利用に厳しい規制

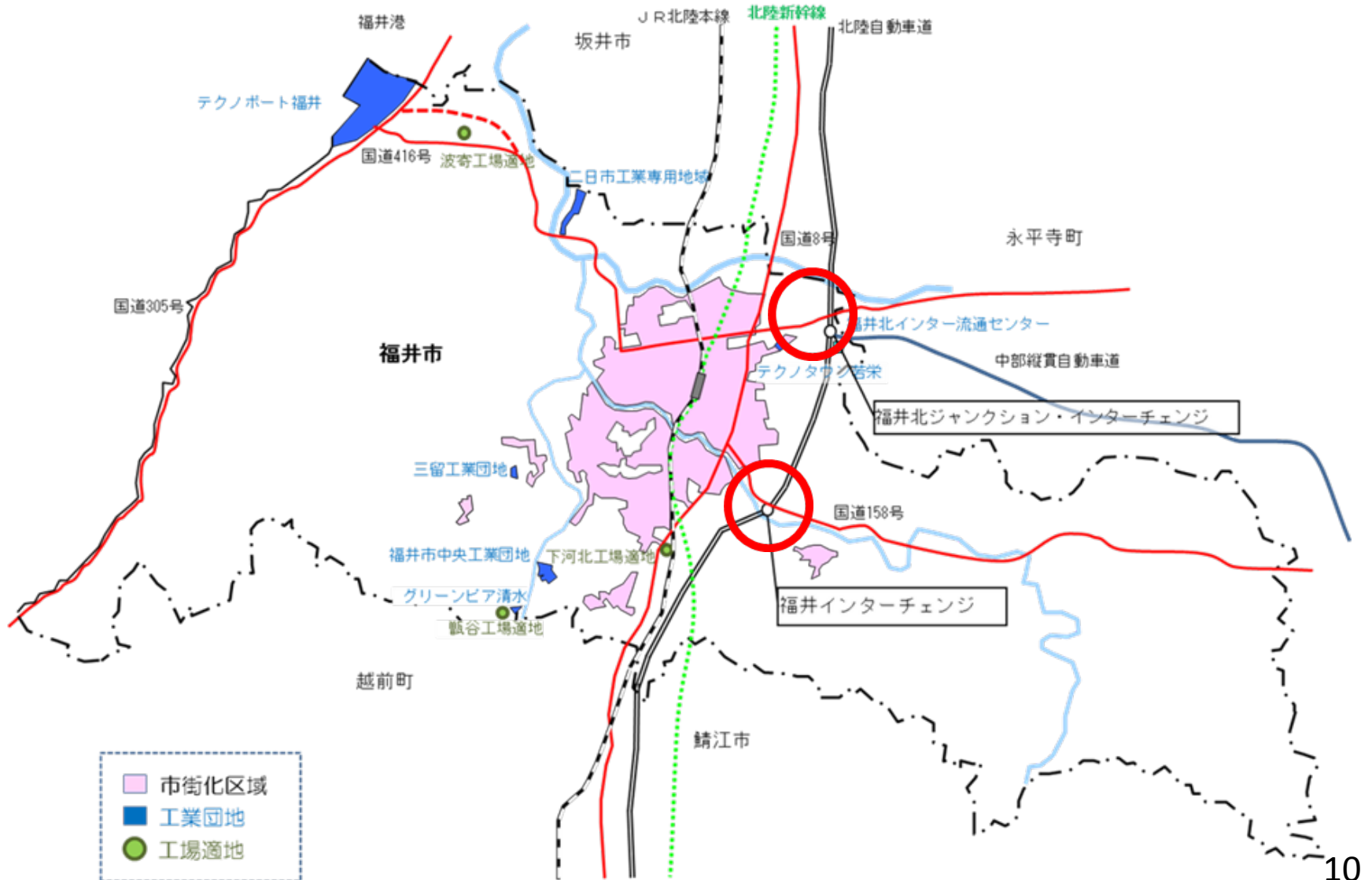
土地利用規制の緩和

民間事業者による  
産業用地開発を誘発

産業拠点の形成

国家戦略特区の税制上の支援措  
置、福井市の助成金制度による  
立地支援

# 福井北、福井インターチェンジ周辺地域の現況①



## 福井北、福井インターチェンジ周辺地域の現況②



福井北インターチェンジ周辺

市街化調整区域であり、農振農用  
地区域が広がる地域

福井インターチェンジ周辺



# 規制緩和の内容

## ① 農業振興地域の整備に関する法律(提案)

農振農用地区域内の土地を農用地区域から除外するためには5つの要件を全て満たさなければならない(第13条第2項)。

⇒本事業に適合する立地計画のための農用地区域の除外申請に限り、法に定める要件を緩和し、原則除外する。

## ② 農地法(提案)

農地を農地以外のものにするあたり、都道府県知事等の許可が必要であるが、農用地区域及び甲種農地、第1種農地は許可することができないとされている。

⇒本事業に適合する立地計画のための農地転用に限り、当該農地を第3種農地として扱い、原則許可する。

## ③ 都市計画法等の特例措置(既存メニュー)

都市計画決定の主体が許認可ごとに手続が法定されており、関係行政機関との調整が必要。

⇒特別区域計画に記載して内閣総理大臣の認定を受けることにより、都市計画の決定等や事業に係る許認可等がなされたものとみなすこととする。

# 想定される経済的社会的効果

①南海トラフ地震の被災リスクが分散され、被災時にも企業が事業を継続できるようになり、南海トラフ地震の我が国経済への悪影響を低減できる。

②南海トラフ地震が発生したときには、福井市の産業拠点が復旧、復興の拠点となることができ、早期の復旧、復興に寄与する。